

「ポートアイランド処理場改築更新等事業」の入札説明書等（入札参加資格以外）に関する意見に対する回答

No.	資料名	頁	対応箇所					意見項目 (タイトル)	内容	回答
1	実施方針	19	第6	1				著作権	「審査結果の公表において必要な場合には、本市は必要な範囲において公表等を行うことができる。」とありますが、貴市が公表等をする場合は、事前に入札参加者との協議及び了承を得るようお願いいたします。	入札説明書等（入札参加資格以外）に関する質問に対する回答No. 4を参照ください。
2	要求水準書 基本契約	36, 37 15, 16	(2) 別紙5	イ、 ウ、エ 49, 51, 53				事前調査 調査・設計	事業者が地質調査、地下埋設物等の調査、土壌汚染調査を実施し、貴市が提示した資料等から明らかでない地中埋設物や土壌汚染等が確認された場合、それによる遅延や増加費用は、貴市にてご負担いただきますようお願いいたします。	入札説明書等（入札参加資格以外）に関する質問に対する回答No. 30を参照ください。
3	要求水準書	80	第5	6	(1)	ア	(エ)	提出すべき業務書類等（委託費内訳明細書）	提出すべき業務書類等のひとつに「委託費内訳明細書」があげられています。維持管理業務開始時（前）に、契約締結時（令和5年2月下旬予定）からの労務費の上昇や物価の変動等を反映する（委託費を見直す）機会をいただきたいと考えております。	入札説明書等（入札参加資格以外）に関する質問に対する回答No. 75を参照ください。
4	要求水準書	85	第6					事業期間終了時の施設の状態	「本事業で事業者が改築した施設の全てにおいて、事業期間終了後1年間、維持管理の不備による改築及び修繕の必要がない状態で、本市へ引き継ぐものとする。」とあり、「事業期間終了後1年以内に維持管理の不備による改築及び修繕を要する場合（中略）、事業者は自らの費用負担にて更新又は修繕を行うものとする。」とあります。  一方、事業期間終了後に発生する改築又は修繕の原因が、事業者の維持管理の不備によるものなのか、次期事業者の使用方法によるものなのか、経年劣化によるものなのか、判断が難しい場合があると推測します。  従い、要求水準書第5-5（15）イ（7）引継ぎ時における機能確認a～dのプロセスをもって、事業期間終了後に必要となる改築及び修繕の事業者自らの費用負担による更新又は修繕の実施は免除いただきたいと考えます。	原案のとおりです。

「ポートアイランド処理場改築更新等事業」の入札説明書等（入札参加資格以外）に関する意見に対する回答

No.	資料名	頁	対応箇所				意見項目 (タイトル)	内容	回答
5	基本協定書 (案)	4	第8条	第1項			損害賠償	「事業者の責めに帰すべき事由により、基本契約等の締結に至らなかった場合、既に本市及び事業者が本事業の準備に関して支出した費用は、全て事業者の負担とする。」とありますが、貴市の責めに帰すべき事由（例：債務負担行為等の議会承認が得られず、予算が確保できない場合など）により、基本契約等の締結に至らなかった場合は、既に事業者が本事業の準備に関して支出した費用は貴市の負担としていただきたいと思います。	ご意見として承ります。
6	基本協定書	4	10条	1項			秘密情報の取扱い	「秘密情報（第4項各号に定める情報を含まない。以下同じ。）」の下線部は第3項の誤りと考えます。	ご指摘のとおりです。 このことについて、基本協定書（案）を一部修正します。
7	基本協定書	4	11条	4項			秘密情報の取扱い	3行目に「できること。」とありますが、「こと」は不要と考えます。	基本協定書 第10条 第4項において、ご指摘のとおりです。 このことについて、基本協定書（案）を一部修正します。
8	基本協定書	4	11条	4項			秘密情報の取扱い	(3)の本市の業務を受託した者、(4)の市議会に開示にあたっては、事前の承諾を得ていただきますようお願いいたします。本市の業務を受託した者について、事業者と競合関係にある者である場合、秘密情報を開示すること自体が競争上の地位を害するおそれがあるためです。また、市議会については、公開されることになるためです。	入札説明書等（入札参加資格以外）に関する質問に対する回答No. 112を参照ください。
9	基本契約書	2	6条	2, 3			規定の適用関係	事業契約（工事請負契約、維持管理業務委託契約）よりも本契約が優先することとされていますが、個別の事情を考慮した、詳細な規定がなされる事業契約を優先するほうがよいと考えます。ご検討をお願いいたします。	ご意見として承ります。

「ポートアイランド処理場改築更新等事業」の入札説明書等（入札参加資格以外）に関する意見に対する回答

No.	資料名	頁	対応箇所				意見項目 (タイトル)	内容	回答
10	基本契約書	6	17条	3項			秘密情報の取扱い	(3)の本市の業務を受託した者、(4)の市議会に開示にあたっては、事前の承諾を得ていただきますようお願いいたします。本市の業務を受託した者について、事業者と競合関係にある者である場合、秘密情報を開示すること自体が競争上の地位を害するおそれがあるためです。また、市議会については、市議会は公表される懸念があるためです。	入札説明書等（入札参加資格以外）に関する質問に対する回答No. 112を参照ください。
11	基本契約書	12	別紙4	1条			保証	「本件株主の地位」は「本件株主の契約上の地位」とするのが適切ではないかと考えます。	原案のとおりです。
12	基本契約書 (案)	14	別紙5				本事業にかかる リスク分担表	リスクの種類「法制度」No.5に「法制度・許認可の新設・変更によるもの（本事業に直接関わるもの）」とありますが、貴市の条例の新設・変更によるもの（本事業に直接関わるもの）が含まれない場合は、リスク分担表に条例の新設・変更についても追記いただきたいと思います。	入札説明書等（入札参加資格以外）に関する質問に対する回答No. 118を参照ください。
13	基本契約書	14	別紙5	10			本事業にかかる リスク分担表	No.10について、「事業者が行う業務（設計、施工、維持管理等）に起因する住民反対運動・訴訟・要望等」が事業者のリスク負担とされておりますが、事業者が要求水準を遵守して業務を実施しているにもかかわらず、住民の反対運動・訴訟・要望等が発生した場合、それは、本事業を実施すること自体に対する反対運動等であると考えられますので、そのリスクは貴市にてご負担頂くのが合理的なリスクの分担ではないかと考えます。ご検討をお願いいたします。	入札説明書等（入札参加資格以外）に関する質問に対する回答No. 119を参照ください。

「ポートアイランド処理場改築更新等事業」の入札説明書等（入札参加資格以外）に関する意見に対する回答

No.	資料名	頁	対応箇所				意見項目 (タイトル)	内容	回答
14	基本契約書 (案)	14	別紙5				本事業にかかる リスク分担表	税制度の変更に係るリスクについて、消費税以外は全て事業者負担とされておりますが、事業運営上のコスト面に影響を与える税制度の変更について、事業者側でコントロールする事は困難です。つきましては、「本事業に直接関わる新税の成立、税制変更（法人の利益にかかる税を除く）による費用増加」についても貴市負担としていただきたく、ご検討をお願いいたします。 ※法制度の変更リスクは、上記概念で分担されており、税制度の変更リスクについても同じ考え方としていただきたい趣旨です。	原案のとおりです。
15	基本契約書	15～16	別紙5	49, 51, 53			本事業にかかる リスク分担表	「土壌汚染」「地中埋設物」「地盤沈下」について、「本市が提示した資料等から合理的に推測し得るもの」となっていますが、その推測が合理的に行い得るものかどうかの判断は難しい場合があると考えます。従いまして、「本市が提示した資料等から明らかなもの」として頂きますようお願いいたします。	原案のとおりです。
16	基本契約書	17	別紙5				本事業にかかる リスク分担表	新型コロナウイルス感染症について、次々と変異株が発生している現状に鑑みますと、事業者として採り得る対策にも限界があります。つきましては、工事現場や維持管理業務の対象施設における新型コロナウイルス感染症の蔓延によって、工事又は維持管理業務の継続が不相当と認められる場合、工期の延長や請負代金の変更、債務の履行義務を免除頂く等、必要と認められる対応を行って頂きますようお願いいたします。	入札説明書等（入札参加資格以外）に関する質問に対する回答No. 125を参照ください。
17	工事請負契約書 別紙1 神戸市 工事請負契約約 款	3	第13条	第1項			工事材料の品質 及び検査等	設計図書にその品質が明示されていない場合にあつては、一般的には、中等の品質を有するものとする こととされていると理解していますので（例えば、 公共工事標準請負契約約款）、そのような条件へ ご変更をお願いします。もし、かかる変更が困難 である場合において、監督員が、中等の品質を超 える品質を指示した場合には、それによって生ず る増加費用のご負担をお願いいたします。	ご意見として承ります。

「ポートアイランド処理場改築更新等事業」の入札説明書等（入札参加資格以外）に関する意見に対する回答

No.	資料名	頁	対応箇所				意見項目 (タイトル)	内容	回答
18	工事請負契約書別紙2 神戸市工事請負契約約款特約事項	3	5条の2	2項			著作権の譲渡等	「甲は、設計成果物が著作物に該当するとしないとにかかわらず、当該設計成果物の内容を乙の承諾なく自由に公表することができ」とありますが、設計成果物に当社の秘密情報が含まれる場合は、基本契約書第17条に従って、当社の同意を得た上で公表することとしていただきますようお願いいたします。	ご意見として承ります。
19	工事請負契約書別紙2 神戸市工事請負契約約款特約事項	7	13条の2	3項			設計成果物及び設計成果物に基づく施工の承諾	「通知」について、通知が遅れますと、以後の工事の工程に影響を及ぼすことから、乙の提出から14日以内を最長として都度協議を行っていただきますようお願いいたします。	ご意見として承ります。
20	工事請負契約書別紙2 神戸市工事請負契約約款特約事項	9	18条				条件変更等	別紙1の18条5項と同内容の規定を、第6項として設けていただきますようお願いいたします。変更による費用負担を乙が負担することは合理的でなく、乙が費用を負担する必要がないことを明確にするためにも必要な規定と考えております。	ご意見を踏まえ、工事請負契約書（案）を一部修正します。
21	工事請負契約書別紙2 神戸市工事請負契約約款特約事項	9	27条	1項			第三者に及ぼした損害	「ない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。」は誤記と考えます。	ご指摘のとおりです。 このことについて、工事請負契約書（案）を一部修正します。
22	工事請負契約書別紙2 神戸市工事請負契約約款特約事項	9	27条				第三者に及ぼした損害	別紙1の第27条第2項と同内容の規定を、第2項として設けていただきますようお願いいたします。工事の施工に伴い通常避けることができない地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者に損害を及ぼすことは、乙にてリスクをコントロールできない事象であるため、乙が責任を負担するのは不合理であると考えます。	原案のとおりです。
23	工事請負契約書別紙2 神戸市工事請負契約約款特約事項	10	28	5項	柱書		不可抗力による損害	「単価合意書の記載事項に基づき算定することが不適当な場合には、甲が算定する」とありますが、乙が被った実際の損害額がありますので、それを踏まえて甲乙協議の上、算定することとして頂きますようお願いいたします。	原案のとおりです。

「ポートアイランド処理場改築更新等事業」の入札説明書等（入札参加資格以外）に関する意見に対する回答

No.	資料名	頁	対応箇所				意見項目 (タイトル)	内容	回答
24	工事請負契約書 別紙2 神戸市 工事請負契約約 款特約事項	16	45条の 4	8項			下請負人の社会 保険加入義務等	冒頭の「項」について「前」が抜けています。 ご指摘のとおりです。 このことについて、工事請負契約書（案）を一部修正します。	
25	工事請負契約書 別紙2 神戸市 工事請負契約約 款特約事項	19	50条の 5	7			契約不適合責任 期間等	本項を設けた趣旨をご教示ください。 もし、入札価格の低さが、工事的物の品質に影響 があるという理由でこの規定を設けておられる場 合、入札価格が低いことのみをもって、工事的物 の品質に影響を及ぼすとは言えませんし、担保期間 が一律2倍というのも事業者には過剰な負担となり ますので、本項の削除のご検討をお願いいたしま す。	ご意見として承ります。
26	維持管理業務委 託契約書 別紙2 委託契 約付加約款	7	23条	2項			乙の解除権	「その損害（ただし、逸失利益は含まない。）」に ついて、乙が請求するものにだけ、上記のようなた だし書きを設けるのは不合理ですので、上記かっ こ書きの削除のご検討をお願いいたします。	ご意見として承ります。
27	維持管理業務委 託契約書（案）	別紙2-5	第15条	第1項			法令変更による 追加費用及び損 害の扱い	「それ以外の場合については乙が負担する。」とあ ります。 仮に貴市の条例変更による追加費用又は損害が発生 が「それ以外」に該当する場合、条例変更は乙がコ ントロールできないものであることから、条例変更 による追加費用又は損害については貴市の負担とし ていただけないでしょうか。	入札説明書等（入札参加資格以外）に関する質問に 対する回答No. 148を参照ください。

「ポートアイランド処理場改築更新等事業」の入札説明書等（入札参加資格以外）に関する意見に対する回答

No.	資料名	頁	対応箇所				意見項目 (タイトル)	内容	回答
28	維持管理業務委託契約書（案）	別紙2-6	第21条	第1項 第2項			引渡し義務	<p>「乙は、本契約の終了までに、かかる終了時において引き続き1年間は維持管理の不備による改築及び修繕を要することのない状態にて、甲に対象施設を引き渡さなければならない。」（第1項）とあり、「本契約の終了後から1年の間に対象施設について、維持管理の不備による改築及び修繕が必要になった場合、甲はその選択により、①乙に乙の費用による改善等必要な対応を請求し、又は②これによって生じた損害の賠償を乙に対して請求し、③若しくはその両方を請求することができる。」（第2項）とあります。</p> <p>一方、事業期間終了後に発生する改築又は修繕の原因が、乙の維持管理の不備によるものなのか、次期事業者等の使用方法によるものなのか、経年劣化によるものなのか、判断が難しい場合があると推測します。</p> <p>従い、要求水準書第5-5（15）イ（7）引継ぎ時における機能確認a～dのプロセスをもって、事業期間終了後に必要となる改築及び修繕については、①乙の費用による改善等、②乙への損害賠償請求、③その両方の請求は、いずれも免除いただきたいと考えます。</p>	原案のとおりです。
29	維持管理業務委託契約書（案）	別紙4-13	(2)				委託料の変更 (賃金又は物価の変動)	<p>人件費の指数等として、「毎月勤労統計調査/産業別賃金指数（現金給与総額）/調査産業計（厚生労働省大臣官房統計情報部）」をあげていただいております。</p> <p>一方、様式集（P6）3 事業費等に係る評価審査書の作成要領（2）維持管理費 ア 共通には、「（7）維持管理費に関する詳細は「下水道施設維持管理積算要領 処理場・ポンプ場施設編」を参考とすること。」とあることから、人件費に用いる指数等は、積算要領が採用している「公共工事設計労務単価（国土交通省）」のうち「電工の労務単価（各都道府県別基準額）」を採用いただけないでしょうか。</p>	ご意見を踏まえ、人件費の指標を「公共工事設計労務単価/電工/兵庫県」とします。維持管理契約書（案）を一部修正します。

「ポートアイランド処理場改築更新等事業」の入札説明書等（入札参加資格以外）に関する意見に対する回答

No.	資料名	頁	対応箇所				意見項目 (タイトル)	内容	回答
30	維持管理業務委託契約書（案）	13	別紙5				委託料の変更	<p>委託料の変更の際に用いる物価指数について、費目別に指標が示されておりますが、これらは落札後の契約協議において、他の指数への変更について協議の余地を残していただきたく、ご検討をお願いいたします。</p> <p>特に、人件費の変更の際に用いる物価指数が「毎月勤労統計調査／産業別賃金指数（現金給与総額）／調査産業計（厚生労働省大臣官房統計情報部）」とされておりますが、記載の物価指数は全国・全産業を平均化した指数であり、本事業の人件費における物価変動を適切に反映する事が困難な指数であると考えます。代案として「公共工事設計労務単価／28兵庫県／設備機械工（もしくは電工）」等への見直しご検討をお願いいたします。</p>	入札説明書等（入札参加資格以外）に関する意見に対する回答No. 29を参照ください。